

建築物環境衛生管理計画書

管理項目	法定実施回数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	担当者又は委託業者
空気環境測定	1回/2ヶ月以内													
飲料水 水質検査	1回/6ヶ月以内													
	1回/1年以内													
	1回/3年以内													
貯水槽清掃	1回/1年以内													
排水設備清掃	1回/6ヶ月以内													
統一的清掃	1回/6ヶ月以内													
ねずみ昆虫等防除	1回/6ヶ月以内													
簡易専用 水道検査	1回/1年以内													
残留塩素測定	1回/1週間	曜日												

1 実施予定の月に○印を、残留塩素測定については実施予定曜日を記入すること。

2 空気環境測定について

- (1) 空気調和設備を設けている場合にあっては①～⑥、機械換気設備を設けている場合にあっては①～④の項目について、2ヶ月以内毎に1回、定期的に測定すること。
 ①浮遊粉じん量、②一酸化炭素含有率、③二酸化炭素含有率、④気流、⑤温度、⑥湿度
- (2) 空気調和設備又は機械換気設備を設けている場合であって、新築・増改築・大規模模様替え等を完了した場合は、当該建築物の使用を開始した時点から直近の6～9月までの間に、ホルムアルデヒドの量の測定を行うこと。

3 飲料水の水質検査頻度及び項目について（直結給水を除く。）

対象水	「地下水等」				
	「水道水等」			給水開始前	3年に1回
検査頻度	6ヶ月に1回		1年に1回 (6月1日～9月30日)		
	(省略不可)	適合時、次回省略可(1年に1回)			
検査項目	1 一般細菌 2 大腸菌 9 亜硝酸態窒素 11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 38 塩化物イオン 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 47 pH値 48 味 49 臭気 50 色度 51 濁度 (11項目)	6 鉛及びその化合物 32 亜鉛及びその化合物 34 鉄及びその化合物 35 銅及びその化合物 40 蒸発残留物 (5項目)	10 シアン化物イオン及び塩化シアン 21 塩素酸 22 クロ酢酸 23 クロホルム 24 ジクロ酢酸 25 ジブromokロメタン 26 臭素酸 27 総トリハロメタン 28 トリクロ酢酸 29 ブromokロメタン 30 ブromホルム 31 ホルムアルデヒド (12項目)	水質基準を定める省令の全項目 (51項目)	14 四塩化炭素 16 シス-1,2-ジクロエチレン及びトランス-1,2-ジクロエチレン 17 ジクロメタン 18 テトラクロエチレン 19 トリクロエチレン 20 ベンゼン 45 フェノール類 (7項目)

注：給水栓での水の色、濁り、臭い、味その他の状態により、供給水に異常を認めた時及び周辺の井戸等の水質変化等から、供給する飲料水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、水質基準に関する省令に規定する項目の内、必要なものについて検査を行うこと。

4 簡易専用水道を設置する場合は水道法に基づく検査を受けること。